

特定計量器修理事業届出の手引き

1. 届出等の事務手続き

<共通事項>

- 届出等の様式については↓こちら（県ホームページ）をお使いください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/keiryo/48635482614.html>
- 下線がある書類については、事業者控えとして副本に県の受領印を押印してお返しします。
- 郵送で手続きする場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 手数料が必要な場合は、山梨県収入証紙を添付してください。
※ 収入証紙の販売場所等は↓こちら（県ホームページ）でご確認ください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/92858620979.html>
- 必要に応じて現地調査を行います。

(1) 事業の届出

届出対象事業：特定計量器の修理事業

事業の区分・検査のための器具、機械又は装置：【参考資料】のとおり

必要書類	1 特定計量器修理事業届出書（正本1通、副本1通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1通）
	3 事業所及び事業所付近の見取図（1通）
	4 基準器検査成績書の写し（1通）
手数料	なし

(2) 変更届

①氏名又は名称、住所、代表者名の変更

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正本1通、副本1通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1通）
	3 変更したことがわかるもの（必要な場合のみ）（1通）
手数料	なし

②事業所の名称及び所在地の変更

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正本1通、副本1通）
	2 変更したことがわかるもの（必要な場合のみ）（1通）
	3 事業所及び事業所付近の見取図（1通）
手数料	なし

③検査設備の変更

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正本1通、副本1通）
	2 変更したことがわかる設備の一覧表（1通）
	3 基準器検査成績書の写し（必要な場合）（1通）
手数料	なし

④事業譲渡による氏名または名称の変更

※届出に係る事業の全部を譲り受けたことにより修理事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正本1通、副本1通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1通）
	3 事業譲渡証明書（1通）
手数料	なし

⑤事業合併による名称の変更

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正本1通、副本1通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1通）
手数料	なし

⑥相続による氏名または名称の変更

※相続により修理事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正本1通、副本1通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1通）
	3 事業承継同意証明書（個人の場合は相続証明書）（1通）
手数料	なし

⑦事業継承による氏名又は名称の変更

※分割により修理事業者の地位を承継した場合

必要書類	1 届出書記載事項変更届（正本1通、副本1通）
	2 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）（1通）
	3 事業承継証明書（1通）
手数料	なし

(3) 廃止届

必要書類	1 事業廃止届（正本1通、副本1通）
	2 届出修理事業者報告書（1通） ※ 廃止年度の廃止日までの実績
手数料	なし

2. 遵守事項

修理事業者が遵守すべき事項は、次のとおりです。

(1) 検査義務

特定計量器を修理する場合、次のとおり検査義務が課せられています。

- 検査規則が制定され、その検査規則が確実に履行されていること。
- 検査管理責任者又は検査部門（以下「検査管理責任者等」という。）が設置され、その検査管理責任者等が検査を統括していること。
- 一定の周期で検査設備の検査が行われ、適正な検査を行うことができるように管理されていること。
- 当該特定計量器の構造及び器差を検査するために必要な性能を有する検査設備を用いて、検査規則に基づき全数検査により適正に検査が行われていること。
- 検査に合格しなかった特定計量器が再調整され、又は廃棄されていること。
- 検査管理責任者等が、検査記録を作成し、その検査管理責任者等の責任においてこれが三年以上保存されていること。

(2) 基準器検査の受検

検査設備のうち基準器については、必要な周期で基準器検査を受ける必要があります。

※ 基準器の有効期間については、【参考資料】のとおり。

(3) 年度報告

修理事業の前年度実績を毎年4月末日までに報告してください。

必要書類	1 届出修理事業者報告書（1通）
------	------------------

【参考資料】 事業の区分・事業の区分の略称・検査のための器具、機械又は装置

【参考資料】 基準器の有効期間

【問い合わせ先】

山梨県計量検定所

〒406-0035 山梨県笛吹市石和町広瀬 785

TEL : 055 (261) 9130 FAX : 055 (261) 9132

【参考資料】事業の区分・事業の区分の略称・検査のための器具、機械又は装置(製造・修理)

	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
一	タクシーメーターを製造する事業	タクシーメーター	一 タクシーメーター装置検査用基準器 二 時間計
二	非自動はかりのうち、検出部が電気式のもの を製造する事業	質量計第一類	次のいずれかの設備 一 基準はかり及び基準分銅 二 基準分銅
三	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外 のものを製造する事業	質量計第二類	
四	分銅又はおもりを製造する事業	分銅等	
五	自重計を製造する事業	自重計	次のいずれかの設備 一 荷重試験装置(測定できる最小荷重の値が 最大荷重の五十分の一以下のものに限る。) 二 質量計であって、検定証印等が付されたもの 三 基準はかり及び基準分銅
六	ガラス製温度計(ガラス製体温計を除く。) を製造する事業	ガラス製温度計	一 基準ガラス製温度計 二 温度検査槽
七	ガラス製体温計を製造する事業	ガラス製体温計	一 基準ガラス製温度計
八	抵抗体温計を製造する事業	抵抗体温計	二 温度検査槽
九	皮革面積計を製造する事業	皮革面積計	基準面積板
十	水道メーターのうち、定格最大流量が八立 方メートル毎時以下のものを製造する事業	水道メーター第一類	次のいずれかの設備 一 基準はかり又は基準分銅 二 基準水道メーター 三 液体メーター用基準タンク 四 液体メーター用基準体積管
十一	水道メーターのうち、定格最大流量が八立 方メートル毎時を超えるものを製造する事 業	水道メーター第二類	
十二	温水メーターを製造する事業	温水メーター	
十三	自動車等給油メーターを製造する事業	自動車等給油メーター	次のいずれかの設備
十四	小型車載燃料油メーターを製造する事業	小型車載燃料油メーター	一 基準はかり又は基準分銅及び基準密度浮 ひょう又は基準比重浮ひょう
十五	大型車載燃料油メーターを製造する事業	大型車載燃料油メーター	二 基準燃料油メーター
十六	微流量燃料油メーターを製造する事業	微流量燃料油メーター	三 液体メーター用基準タンク
十七	燃料油メーターを製造する事業のうち、前 四号に掲げるもの以外のものを製造する 事業	定置燃料油メーター等	四 液体メーター用基準体積管
十八	液化石油ガスメーターを製造する事業	液化石油ガスメーター	次のいずれかの設備 一 基準はかり又は基準分銅及び液化石油ガス 用基準浮ひょう型密度計 二 液体メーター用基準体積管 三 液体メーター用基準タンク
十九	ガスメーターのうち、使用最大流量が二・ 五立方メートル毎時以下のものを製造する 事業	ガスメーター第一類	次のいずれかの設備 一 基準ガスメーター 二 ガスメーター用基準体積管
二十	ガスメーターのうち、使用最大流量が二・ 五立方メートル毎時を超えるものを製造す る事業	ガスメーター第二類	
二十一	排ガス積算体積計、排ガス流速計及び排 ガス流量計を製造する事業	排ガス積算体積計等	
二十二	排水積算体積計、排水流速計及び排水 流量計を製造する事業	排水積算体積計等	次のいずれかの設備 一 基準はかり 二 液体メーター用基準タンク 三 液体メーター用基準体積管
二十三	量器用尺付タンクを製造する事業	量器用尺付タンク	次のいずれかの設備 一 基準はかり 二 基準水道メーター 三 液体タンク用基準タンク
二十四	密度浮ひょう(耐圧密度浮ひょうを除く。)、 酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を製 造する事業	密度浮ひょう等	一 基準ガラス製温度計 二 次に掲げるイ又はロの設備 イ 基準密度浮ひょう ロ 基準比重浮ひょう 三 基準酒精度浮ひょう
二十五	耐圧浮ひょう型密度計を製造する事業	耐圧浮ひょう型密度計	一 基準分銅 二 基準ガラス製温度計 三 耐圧試験機 四 耐圧容器

二十六	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの(アネロイド型血圧計を除く。)を製造する事業	圧力計第一類	次のいずれかの設備 一 基準液柱型圧力計 二 基準重錘型圧力計
二十七	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの以外のもの(アネロイド型血圧計を除く。)を製造する事業	圧力計第二類	
二十八	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの(アネロイド型血圧計を除く。)を製造する事業	血圧計第一類	次のいずれかの設備 一 基準液柱型圧力計 二 基準重錘型圧力計 三 血圧計用基準圧力計
二十九	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業	血圧計第二類	
三十二	積算熱量計を製造する事業	積算熱量計	一 基準ガラス製温度計 二 次のいずれかの設備 イ 基準はかり又は基準分銅 ロ 基準水道メーター ハ 液体メーター用基準タンク ニ 液体メーター用基準体積管 三 恒温槽
三十三	照度計を製造する事業	照度計	一 単平面型基準電球 二 分光測定装置 三 直流電圧計
三十四	騒音計を製造する事業	騒音計	一 基準静電型マイクロホン 二 次に掲げるイ又はロの設備 イ 無響装置 ロ カブラ 三 周波数特性測定装置
三十五	振動レベル計を製造する事業	振動レベル計	一 基準サーボ式ピックアップ 二 加振装置 三 周波数特性測定装置
三十六	最大需要電力計、精密電力量計、普通電力量計及び無効電力量計を製造する事業	最大需要電力計等	一 基準電力量計 二 絶縁抵抗検査設備
三十七	特別精密電力量計を製造する事業		
三十八	直流電力量計を製造する事業	直流電力量計	一 基準電流計 二 基準電圧計 三 絶縁抵抗検査設備
三十九	濃度計(酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。)を製造する事業	濃度計第一類	一 電圧調整器 二 交流電圧計 三 次に掲げるイ、ロ又はハの設備 イ 検定検査規則第二十条に規定する標準物質又は特定二次標準物質等による標準物質の値付けを行った標準物質 ロ 校正用装置 ハ 直流電圧発生器、直流電圧計及び温度計
四十	ガラス電極式水素イオン濃度検出器を製造する事業	濃度計第二類	一 直流電圧計 二 温度計 三 検定検査規則第二十条に規定する標準物質又は特定二次標準物質による標準物質の値付けを行った標準物質
四十一	ガラス電極式水素イオン濃度指示計を製造する事業	濃度計第三類	一 電圧調整器 二 交流電圧計 三 直流電圧発生器
四十二	自動はかりのうち、ホッパースケールを製造する事業	ホッパースケール	基準分銅
四十三	自動はかりのうち、充填用自動はかりを製造する事業	充填用自動はかり	
四十四	自動はかりのうち、コンベヤスケールを製造する事業	コンベヤスケール	
四十五	自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを製造する事業	自動捕捉式はかり	
四十六	自動はかりを製造する事業のうち、前四号に掲げるもの以外のものを製造する事業	その他の自動はかり	

【参考資料】基準器の有効期間

基準器の種類	有効期間
一 長さ基準器 イ 基準巻尺 ロ タクシーメーター装置検査用基準器	五年 四年
二 質量基準器 イ 鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅 ロ イに掲げる以外の基準分銅(特級基準分銅を除く。) ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの	一年 五年 三年
三 温度基準器	五年
四 面積基準器	三年
五 体積基準器 イ 基準フラスコ及び基準ビュレット ロ 基準ガスメーター、基準水道メーター及び基準燃料油メーター ハ 基準タンク(ニに掲げるものを除く。)及びガスメーター用基準体積管 ニ ステンレス製の液体メーター用基準タンクであって、水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検定に用いるもの ホ イからニまでに掲げるもの以外のもの	十年 二年 五年 八年 三年
六 密度基準器 イ 基準密度浮ひょう ロ 液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	八年 三年
七 圧力基準器 イ 基準液柱型圧力計及び基準重錘型圧力計 ロ 血圧計用基準圧力計	四年 一年
八 電気基準器 イ 基準電流計、基準電圧計及び三級基準電力量計 ロ 基準電圧発生器、基準抵抗器、一級基準電力量計及び二級基準電力量計	六月 一年
九 照度基準器	五年
十 騒音基準器	二年
十一 振動基準器	四年
十二 濃度基準器及び比重基準器	八年